

高額所得者の場合の財産分与、婚姻費用・養育費算定はどうなる？

標準算定表の上限年収を超えたときの算定方法は？

54の具体的ケースや裁判例、オリジナル「高額算定表」で解説！

ケース
スタディ

多額の資産 をめぐる離婚の実務

財産分与、婚姻費用・養育費の高額算定表

弁護士 三平聰史 著

2020年5月刊 A5判 260頁 本体2,900円+税 978-4-8178-4643-3 商品番号：40814 略号：資産離

- 不動産や会社支配権、その他高額資産を専門的に扱う弁護士が、高額所得者の離婚に伴う、財産分与、婚姻費用・養育費に関する問題の解決策を提示。
- 高額所得者の場合に影響しうる、資産形態、収入の内容、当事者属性、家族関係などの事情を踏まえた54の具体的なケースと関連する裁判例（概要）を紹介。
- 様々なケースや裁判例を通じて、分与対象財産としての扱い方や分与割合、費用の算定における計算方法、判断プロセスを学べる。
- 標準算定表の上限年収を超える部分について、著者がこれまでの判例・学説の研究、実務経験とともに作成した算定表「高額算定表」を使い方の解説とともに収録。

【主な収録内容】

第1 証拠（資料）の収集

財産分与・養育費・婚姻費用に関する証拠収集

第2 財産分与

- 夫または妻名義の個人事業の資産の扱い
- 法人の財産の扱い
- 第三者名義の財産（事業）の扱い
- 実家の財産譲渡（経済的援助）の扱い
- 実家の経済的援助・送金（夫婦共有財産の逸失）の扱い

第3 標準算定方式・算定表の「改定」について

- 標準算定方式・算定表の「改定」の公表
- 標準算定方式・算定表の「改定」の概要
- 変更した統計データの内容
- 変更した生活費指数の内容

第4 婚姻費用・養育費

- 高額所得者の婚姻費用・養育費の計算方法
- 婚姻費用の上限金額について
- 特有財産からの収入（賃料収入・金融資産の取引の利益）の扱い

4 自己都合での退職・転職による収入減少

5 意図的な低収入（収入減少）

6 事業所得者の総収入の認定

7 収入の変動の扱い

8 公的資料から総収入を特定できないケースにおける特殊な推定方法

9 紦与所得と事業所得の混在（換算）

10 別居の際の夫婦共有財産の持出しの扱い

11 住居費の負担がないことの扱い

12 私立学校・大学の学費や塾・予備校・習い事の費用の扱い

13 養育費の支払の終期（婚姻費用に子の生活費を反映する終期）

14 他の扶養家族との関係

15 権利者の収入が義務者よりも高いケースの養育費の計算

16 有責配偶者からの離婚請求（実質的な婚姻費用の前払い）

17 婚姻費用・養育費の変更

資料 高額算定表

1 高額算定表について

2 婚姻費用の高額算定表

3 養育費の高額算定表

・算定表1～10 婚姻費用 (1)～(10)

・算定表11～19 養育費 (1)～(9)

CASE 19 給与所得 7000万円の義務者の基礎収入割合27%を使った（養育費）
事案の概要

男性（夫）と女性（妻）は婚姻し、2人の子をもうけました。夫は会社経営者であり、給与所得（役員報酬）が6500万円500万円でした。一方、妻は専業主婦でした。やがて、夫の不貞が発覚し、夫婦の仲が悪くなり、妻が子（O）を引き取って離婚するという方向で協議が進みました。しかし、妻方法について意見が対立しました。

《争点（見解の違い）》

夫：標準算定表の上限（28～30万円）が妥当である。

妻：標準算定方式により計算すべきである。

7000万円×基礎収入割合34% = 2380万円
2380万円×(55+55)/(55+55+100) = 1247万円
1247万円/12 = 104万円

結論▶ 調停成立

離婚する。

標準算定方式によって養育費を計算する。

基礎収入割合として27%を用いる。

養育費は月額82万円とする。

合意成立のポイント

1 婚姻費用に準じた考え方の採用

養育費について、標準算定表の上限を用いることがし、本ケースでは夫に有責性（不貞）があり、夫側の意離婚が認められない状況でした。妻側としては、離婚に

様の生活費の負担を前提に、任意に離婚に応じるとい

そこで、夫側は、養育費について、婚姻費用と同じ考

とを承服しました。その上で、算定方法について交渉が

4 計算内容

標準算定方式を用いて単純に計算すると次のようになります。

$$7000\text{万円} \times \text{基礎収入割合} 27\% = 1890\text{万円}$$
$$1890\text{万円} \times (55+55)/(55+55+100) = 990\text{万円}$$
$$990\text{万円} / 12 = 82.5\text{万円}$$

5 微調整

実際には、義務者の年収は、直近年度では約7000万円

より前の数年については7000万円を下回っていました。

には直近年度だけが偶然に高かったと思われる状況でした。主

計算上の養育費月額のうち、1万円未満の端数をカットするこ

りました。

年収 6172万円の義務者（医師）の基礎収入割合を27%とした
福岡高決平成26年6月30日（養育費変更）判タ1410号
参考裁判例12 100頁・判時2250号25頁・家判1号88頁

①事案の概要

②争点（見解の違い）

③結論

④合意成立のポイント の流れで解説！

日本加除出版

ツイッターID: @nihonkajo

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 TEL:03-3953-5642 FAX:03-3953-2061 営業部 www.kajo.co.jp